

天下茶屋駅前まちづくりプロジェクトチーム設置要綱

（目的）

第1条 天下茶屋駅前にふさわしい拠点としてのまちづくりと土地の高度利用を推進するため、各区局間の情報共有を図るとともに、まちづくり検討や進捗管理を連携して行うことを目的として、天下茶屋駅前まちづくりプロジェクトチーム（以下「天下茶屋 PT」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 天下茶屋 PT は、次に掲げる事務を所管する。

- （1）駅前にふさわしい拠点としてのまちづくりと土地の高度利用に関すること。
- （2）駅前の公共施設の再編等に関すること。
- （3）本市の意思決定が必要な事案として戦略会議等に諮る案件の事前調査に関すること。

（組織）

第3条 天下茶屋 PT は、リーダー、サブリーダー、コア会議メンバー及びプロジェクトメンバーで構成する。

- 2 リーダーは、西成区長をもって充て、前条各号に掲げる事務を総括する。
- 3 サブリーダーは、西成区副区長をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、リーダーを補佐する。
- 4 リーダーに事故があるときは、サブリーダーがその職務を代理する。
- 5 コア会議メンバーは、別表 1 に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を監理する。
- 6 プロジェクトメンバーは、別表 2 に掲げる職にある者をもって充て、前条各号に掲げる事務に関し、実務を担当する。

（会議）

第4条 天下茶屋 PT に、コア会議及びプロジェクトメンバー会議を置く。

（コア会議）

第5条 コア会議は、リーダーが招集する。

2 前項の会議において、リーダーは各事案について意見の整理・調整を行うとともに、内容の精査・検討を求めることができる。

3 リーダーは、必要があると認めるときは、第1項の会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

4 リーダーは、専門的知識を得るため、第1項及び次条の会議に外部の有識者を招へいすることができる。

（プロジェクトメンバー会議）

第6条 プロジェクトメンバー会議は、サブリーダーが招集する。

2 前項の会議に幹事を置く。

3 幹事は、西成区役所まちづくり推進担当課長をもって充てる。

4 第1項の会議において、幹事は各事案に対する意見の整理・調整を行う。

5 サブリーダーは、必要があると認めるときは、第1項の会議の議事に関係のある職員の出席を求めることができる。

6 各事案に対する意見の整理・調整をより詳細に行うため、第1項の会議内に作業部会を置くことができる。作業部会のメンバーは、係長級の職員をもって充てる。

（期間）

第7条 天下茶屋PTの設置期間は、天下茶屋駅前のまちづくり方針に基づく取組みの実施期間を基本とする。

（庶務）

第8条 天下茶屋PTの庶務は、西成区役所総合企画課において行う。

附 則

この要綱は、令和3年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（別表１）

コア会議メンバー

西 成 区 役 所	区長（リーダー）
	副区長（サブリーダー）
経 済 戦 略 局	スポーツ部長
契 約 管 財 局	活用支援担当部長
計 画 調 整 局	開発調整部長
都 市 整 備 局	市街地整備部長
建 設 局	企画部長

（別表２）

プロジェクトメンバー

西 成 区 役 所	まちづくり推進担当課長
経 済 戦 略 局	スポーツ部スポーツ課長
契 約 管 財 局	管財部 財産活用担当課長
計 画 調 整 局	開発調整部 地域開発担当課長
都 市 整 備 局	市街地整備部 連携事業課長
建 設 局	企画部 連携推進担当課長